

宗教教育の諸問題・諸課題

—法的思考の観点から—

小 山 一 乗

1 はじめに

本稿のねらいは、いわゆる昭和20年の改革起点以来、旧態依然として、今なお、教授概念が論者により著しく異なる宗教教育に関する事象を、法的思考（legal mind）の観点から概観し、今日の、問題点及び課題点について、項を掲げ、断章的に整理し、管見を述べることにある。なお、併行して行った、緊要な教育的思考（educational mind）の観点からの整理は、別稿に譲ることとする。

1-1 ポツダム宣言・対日米国占領教育改革施策・文教の自立

現行日本国憲法下での、宗教教育を論じる際に留意しておきたい経緯がある。周知の、対日米国占領政策のねらいは、日本人の精神改造であり、その中心は宗教教育改革であったことへの留意である。対日米国占領教育改革政策は、日本の三大改革⁽¹⁾のうちの昭和20年の改革の起点である。

建国以来、建国の趣旨から宗教・信仰を重んじる故に厳格な政教分離政策をとる米国の流儀は、公立学校と教会との分離を遂行してきた。他方、日本は、周知のごとく、信仰生活での重層構造が観られる宗教的風土である。そのずれの問題は、日米間でも、日本国内でも、宗教的情操教育の成立基盤論議で、その差異が端的に浮き彫りになって、爾後、今日まで未解決であるといえよう⁽²⁾。

前段階で、ポツダム宣言（The Potsdam Declaration, 1945年7月26日、米合衆国大統領、英国首相、中華民国主席の名前）が、大日本帝国宛に発せられた。その13条には「われわれは日本政府に対し日本軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、かつそのような行動が誠意を持ってなされる適切かつ十二分な保証を提出するように要求する。もししからざれば日本は即座にかつ徹底して撃滅される」とみえる。なお、同宣言は、日本軍隊、日本政府、日本人民とに区分した表記をしている。同宣言の第3条、6条、10条及び12条に「日本人民」という記がある。

けだし、かつて、米国大統領リンカーンが、The Gettysburg Address（1863 年）で、北部アメリカ合衆国の国民でも、南部アメリカ連合国の国民であれ、分け隔てなく統合する概念として用語「人民」を使用している。「国民（Citizen）」でなく、「人民（People）」を使用しているところは国家統合施策への遠謀深慮が窺われよう⁽³⁾。けだし、これを新生日本建設論理として敷衍すると、米国の南北州ではなく、極東のあずさ弓日本列島の、日本国内、都道府県地域ごとによって異なる、信者の信仰構造の差異相への顧慮の必要性への注意が喚起される。

1-1-1 ポツダム宣言から真の終戦（独立）

法制度関連の大きな節目を箇条書きにすると次のようになる。

- ・ポツダム宣言（昭和 20（1945）年 7 月 26 日）。
- ・広島原爆投下（8 月 6 日）。
- ・長崎原爆投下（8 月 9 日）…マリア像落首被災⁽⁴⁾。
- ・ポツダム宣言全 13 箇条受諾（8 月 14 日、有条件降伏、ただし、日本軍の無条件降伏は絶対条件。政府は政府の責任で、いわゆる国民（人民）のために、帝国陸海軍に無条件降伏するように導く指導責任が課された）。
- ・降伏文書調印（9 月 2 日）。
- ・休戦状態に入る。
- ・日本国憲法公布（昭和 21 年 11 月 3 日、全 103 箇条）。
- ・教育基本法・学校教育法公布・施行（昭和 22 年 3 月 31 日）。
- ・日本国憲法施行（昭和 22 年 5 月 3 日）。
- ・サンフランシスコ講和条約締結（昭和 26 年 9 月 8 日）。
- ・講和条約発効・真の終戦・独立（昭和 27 年 4 月 28 日）…休戦状態終了。

1-1-2 学習指導要領（1 次～8 次）公示年及び教科「宗教」創設年⁽⁵⁾

学習指導要領の発行・告示の概要を箇条書きで示すと次のようになる。太字は、被占領下（休戦状態）である。

- ・**学習指導要領一般編（試案）（1 次）発行（昭和 22 年 3 月 20 日）**
- ・**教育職員免許法（昭和 24 年法律 147 号公布・施行、教科「宗教」はなし、宗教系私立学校から批判噴出）**
- ・**教育職員免許法改正（昭和 26 年 3 月 31 日、法律第 113 号⁽⁶⁾、教科「宗**

教」創設)

- ・学習指導要領一般編（2次）発行（昭和26年7月10日）
- ・学習指導要領（3次）改正告示（小・中学校、昭和33年）
- ・学習指導要領（3次）改正告示（高等学校、昭和35年）
- ・学習指導要領（4次）改正告示（小学校、昭和43年）
- ・学習指導要領（4次）改正告示（中学校、昭和44年）
- ・学習指導要領（4次）改正告示（高等学校、昭和45年）
- ・学習指導要領（5次）改正告示（小・中学校、昭和52年）
- ・学習指導要領（5次）改正告示（高等学校、昭和53年）
- ・学習指導要領（6次）改正告示（小・中・高等学校、平成元年）
- ・学習指導要領（7次）改正告示（小・中学校、平成10年）
- ・学習指導要領（一部改正、平成15年）
- ・教育基本法全面改正・公布・施行（平成18年）
- ・学校教育法一部改正（平成19年6月27日公布、平成20年4月1日から施行）
- ・学習指導要領（8次）改正告示（小・中学校、平成20年）
 - 幼稚園→平成20年度は周知・徹底→平成21年度から全面实施（検定教科書なし）
 - 小学校→平成23年度4月1日から実施
 - 中学校→平成24年度4月1日から実施
- ・学習指導要領（8次）改正告示（高等学校、平成21年）
 - 高等学校→平成25年4月1日から学年進行で実施

1-1-3 1957年～1958年における日米教育改革の相貌

1957年には、米国は建国来の国是の見直しを実施した。1958年（昭和33年）には、日本は独立後の初の「文部大臣告示」の学習指導要領が公に示された。改革の前後の節目を、時系列的に概観すると、「1-1-1 ポツダム宣言から真の終戦（独立）」にみたごとくである。ポツダム宣言→原爆投下→ポツダム宣言受諾→降伏文書調印→休戦状態→講和条約締結→講和条約発効→真の終戦へと紆余曲折した。蒙古襲来以来の未曾有の大きな国難であった。三大改革といわれる所以でもある。重要な学習指導要領も、国際法上の休戦状態下では「発行」であり、真の終戦以降は、文部大臣「告示」となることは周知事である。

初の文部大臣告示の昭和 33 年の前年、米国は、ソビエトのスプートニク打ち上げ（1957 年）で、米国内がスプートニク・ショックの渦中のときである。米国の国難である。広島・長崎への原爆投下に象徴される科学水準の先端を誇っていた米国が、まさに、太平の眠りを醒まされた出来事であった。米国建国以来、合衆国憲法（The constitution of the United States of America）は、教育と結婚と離婚の件に関しては、修正条項 10 条（AMENDMENT 10）で、各州の憲法による各州の自治に委ねてきた。それを建国の国是としてきた。しかし、その、国是を破る国策の変更が講じられた。つまり、中央政府から、自治の各州に対して、悉皆的に、教育に関して、外国語学習の自由化（ロシア語学習の解禁）、外国歴史学習の自由化（ロシアの歴史学習の解禁）、科学教育の充実化を、連邦政府主導で企画し、具体的に財政措置（助成措置）を講じた。その教育改革会議の座長の J.S. ブルーナーによる報告書「教育の過程」公刊は周知事である。

それに対応するようにして、日本でも、昭和 33 年の初の文部大臣告示学習指導要領で、(1) 科学技術教育の向上、(2) 道徳の時間の特設で情操及び国民の道徳性の形成を強調、(3) 基礎学力付与、(4) 読み・書き・算 (3R's) の重視、(5) 教育課程を 4 領域（各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等）で構成、等を主旨・趣旨として告示された。

奇しくも、歴史の皮肉な巡り合わせを観る。日本が、真の終戦後、文部大臣による、初の学習指導要領告示の年次に、あろうことか、対日占領政策で日本に教育の刷新を要求してきた米国が、今度は、米国建国以来の国是を刷新せねばならなくなった渦中にあるという歴史の皮肉骨髄を思わせられるのは、ひとり筆者だけの穿ちであろうか。

2 法的思考 (legal mind)

2-1 日本国憲法第 20 条における問題

日本国憲法立法制定及び教育基本法立法制定過程の紆余曲折をめぐり、日本語条文と英語条文とを比較し、英文の助動詞 'shall' に着目しながら、法律用語とは別に「憲法の文体、即ち文そのもの」と「動詞」とを分析した比較文化論、比較言語学的研究がある。助動詞 'shall' の 'illocutionary force' 即ち「文の意味が、それが発話される状況や話者の意図により特定の意味を持つ」点に注目する Kyoko INOUE 教授の研究がある⁽⁷⁾。同教授の論文に拠って次のことを学ぶ。

日本国憲法の英文草案中の助動詞 'shall' に、'illocutionary force' の巧妙なレトリックが仕掛けてある条文であるとして解釈する必要がある。条文中には米国人は登場しない。憲法条文で、規範的言明で、禁止・促進を命令するのは、文言を語る隠れた話者の米国国民である。米国民が日本国民に命令するのである。この意味関係を構成するのが助動詞 'shall' である。この隠れた話者の巧みな政治的力学に気付き、宗教教育に関する条文解釈をすべきである。宗教的無知解消の原初的問題の要所である。

2-1-1 用語「宗教教育」の概念規定問題

用語「宗教教育」の教授概念規定が曖昧で、論者により、先入観が異なり、深刻な論点相違が生じる。地下鉄サリン事件までは三概念、すなわち、①宗教一般知識教育、②宗教的情操教育、③宗派信仰教育が、久しく中心であった。しかし、地下鉄サリン事件以降は二概念、すなわち、④対宗教安全教育、⑤宗教的寛容教育が追加されて、結果として五概念が想定されるようになった。

論者により、①から⑤までのいずれか一つを、自明裏のごとくにして、選択基準の理由も言及せずに、選取し、他はこれを棄却して論を開始する。したがって、議論が最初から、食い違ったまま開始する問題点がある。

宗教教育の教授概念については、論者により種々様々である。筆者の理解によれば、たとえば、「宗教を教育する」、「宗教で教育する」、「宗教による教育」などと、宗教教育の教授概念構想における類型の有ることを顧慮しつつ、「宗教による教育」を示唆する深い論もある⁽⁸⁾。

2-1-2 用語「宗教」の定義問題

日本国憲法は、用語「宗教」の定義は、他に委ねているが、他での規定がなく、教育課程論上の混乱の原因となっている。宗教の定義は、宗教学者の数ほどある、といわれる事態をどう解釈するかで、事後の展開が分かれよう。

筆者は、定義については約 141 ほどを既にみてきた⁽⁹⁾。多義的であることを、むしろ積極的に捕捉したい。つまり、一様ではないことの深い意味を、客観的に、気付かせ、注意させ、分^{あげ}らせ、理解させるということに学習の積極的な意味・方途を見いだす。巷間の論^{あげつら}いに、定義が一律でないから教えられない、あるいは、学習指導できないという遠慮・回避の論があるが、それは、筆者には、説得力が乏しいと思える。結果として、宗教的無知を醸成する原因になっ

てしまうと、筆者には思える。むしろ、逆である。

2-1-3 日本国憲法と「宗教的情操」

日本国憲法第 20 条で、「信教の自由」と「政教分離原則」が保障されているから、教育基本法で特定の宗教宗派による宗教教育に踏み込めないとする論いがある。

しかし、反対の論もある。「宗教的情操」は重要であるから学校でも教授すべきという議論がおこる。その場合、特定の宗教・宗派によらずに「畏敬の念」・「宗教的情操」を育むための宗教教育ならば可能なのではないかという議論が出る。すでに明治時代から続いてきている未解決の宗教教育問題である⁽¹⁰⁾。政教分離問題である。

なお周知のごとく、用語「宗教的情操」が、教育政策上のなかで採用されたのは、昭和 10 年（1935）11 月 28 日の『『宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項』文部次官通牒』であった。この文部次官通牒をめぐる問題について先行研究がある⁽¹¹⁾。

「宗教的情操」の概念は、いわゆる戦後の教育政策においても、戦前の論議がそのまま継承されたという経緯がある。その概念は、現在の『学習指導要領』にも影響しているとされる。

2-2 教育基本法

2-2-1 日本国憲法 20 条と旧教育基本法 9 条

下位法・後法の旧教育基本法（昭和 22 年 3 月 31 日、公布・施行）で、日本国憲法 20 条の不備の補完が企図された。すでに、拙稿で、折に触れ、言及してきた問題点である。日本国憲法 20 条にいう「宗教教育」の規定では、歴史上、宗教が貢献してきた事柄の学習の機会をすら、抑制してしまう。憲法英文草案起筆関係者も日本側立法制定関係者も、立法者意思としては、そういうことまで禁止しているのではないから、用語の不備を是正する必要性があるということに、関係者は気付いた。そこで、下位法・後法ではあるが、教育基本法で、補完することになった。しかし、用語「宗教教育」を同語反復的に記したので、改正の立法者意思が、不徹底になった。むしろ、退転してしまったと筆者は思う。宗教が、文化、芸術、政治、社会などに果たしてきたプラスの面の学習までも、全否定してしまう解釈に陥る懸念が払拭しがたくなった。結果的

には、全否定を念入りに強化するかたちになったとの感を、筆者は払拭しがたい。論点を項目的に列挙すると以下となろう。

- ・「特定の宗教のための宗教教育」としたが、旧態依然として問題（結果として問題を増幅）。
- ・不備補完の立法意思ならば、「特定の宗教のための宗派教育」（岸本英夫案¹²⁾）とすべきだった。
- ・「特定の宗教のための教育」（小山一乗案）という用語も妥当ではないかと思われる。
- ・教育学者・教育関係者の、宗教の定義に対する認識は種々様々（『広辞苑』依存傾向、版による異義に留意）。
- ・宗教無知は宗教偏見より、悲劇の度合いは大きい。宗教的無知解消の宗教教育は不可欠。
- ・無知解消の必要性に関する認識の有無・深淺問題。
- ・法的思考から教育的思考への教育課程論・架橋論の希薄さの問題。

2-2-2 新教育基本法全面改正審議における用語「宗教的情操」に関する質疑

周知のごとく、中央教育審議会義務教育特別部会が「新しい時代の義務教育を創造する」（平成 17 年 10 月 26 日）を答申した。そして、平成 18 年 12 月 15 日に新しい教育基本法（以下、新教育基本法と称す）が、第 165 回臨時国会において成立し、12 月 22 日に公布・施行された。

昭和 22 年 3 月 31 日公布・施行の教育基本法（以下、旧教育基本法）公布以来、59 年経過しての全面改正である。改正をめぐり、教育界では広範にわたり、また、宗教教育、宗教的情操教育論に関しては、宗教界でも、仏教界でも、賛否喧しい論議があった。仏教界の動向については、拙稿でもふれてきたとおり、贅言を要さない。

平成 18 年 11 月 14 日に行われた衆議院教育基本法に関する特別委員会での質疑で、質問者（松原仁議員・民主党）は、

———宗教の持つ情操は、（中略）この宗教教育で、この箇条において実現されますか？「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」（中略）従来と同じような状況で従来と違ったものが生まれますか？———

と質問した。すなわち、「宗教的情操」による教育がこれまでと同じ法律の条

文で実現可能かどうかを質した。この問いに対して、応答者（下村博文内閣官房副長官（当時））は、次のように答弁している。

——これは政府として、かなりきっちりとした定義のなかで考えれば、その内容が非常にやはり多義的である、また、特定の宗教、それから宗派を離れて教えるということは難しいのではないかと、こういう意見がございまして、政府案の中には規定していません。しかし、先ほど松原委員が御指摘した宗教的な情操、あるいは宗教的な感性、そういう意味でいえば、学校教育の中で道徳を中心に、宇宙や生命の神秘等人間の力を超えたものに対する畏敬の念、こういうものをはぐくむ指導を行う、こういう取り組みは今後とも大切であり、いわゆる広義の意味での宗教的な情操、感性、これは道徳等の中できちっと教えられるというふうに理解をしております。——

つまり、政府では多義的という意見や宗派を離れた宗教教育は難しいという意見があるので規定されていないが、「いわゆる広義の意味での宗教的な情操」としての「宇宙や生命の神秘等人間の力を超えたものに対する畏敬の念」を育むのは重要であり、学校（道徳の授業）で教えることが可能である、と応答している。

2-2-3 現行「教育基本法」（平成 18 年 12 月 22 日公布・施行）と宗教教育

新基本法では、教育の目的と教育の目標との範疇を明示した。宗教教育関連規定第 15 条である。

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」（第 15 条）

と規定する。新旧教育基本法を比較すると、その変更箇所は、上記下線部分が追加されただけである。旧基本法第 9 条（宗教教育）での用語「特定の宗教のための宗教教育」という文言は、旧態依然として、新基本法でも、そのまま踏襲された。ここは、「宗派信仰教育」「宗派教育」の意味なのだから、それを明確にするためには、「特定の宗教のための宗派信仰教育」「特定の宗教のための宗派教育」「特定の宗教のための教育」等とするのが、そもそもの立法者意思を反映するものとなると筆者は思う。旧基本法立法制定時期は、日本は、国際

法上、いわゆる休戦状態下であり、一種の戦争状態下であった。対日米国占領政策の主眼は、日本人の精神改造であり、その中心は、宗教教育であったことも贅言を要さない。

なお、全 18 条のうち、第 10 条（家庭教育）、11 条（幼児期教育）、13 条（学校教育・家庭教育・地域住民の教育相互連携）の規定は教育の 3 つの場面を示しており、必然、各場面における宗教教育が想定される。すなわち

- (1) 家庭教育における宗教教育
- (2) 学校教育における宗教教育
- (3) 地域社会・地域住民の教育における宗教教育

(1) の場合、保護者・親の信仰と、未成年の子どもの信仰との関係論は、保護者論としては、単純ではない。エホバの証人信者の未成年の子どもの輸血問題をめぐっての裁判（判例）も複雑である⁽¹³⁾。医療処置として、輸血を要する子どもに関して、保護者の考えで、輸血を拒否する場合もある。逆に、家庭教育における宗教教育の効果故にか、子どもが輸血を拒否する場合がある。

2-2-4 改正教育基本法における不採用の用語「宗教的情操」

平成 18 年 11 月 14 日の衆議院教育基本法に関する特別委員会からひと月あまり経た 12 月 22 日に公布・施行された改正教育基本法には「宗教的情操」の用語は全く見えていない。消えている。つまり、立法制定関係者は、宗教的情操の成立基盤論の交差点に立つゆえに、「宗教的情操」を育む教育は「大切」ということが確認されながらも、明文化は見送ったという紆余曲折事態である⁽¹⁴⁾。

2-2-5 宗教的情操か宗派的情操か

端的に言えば、宗教的情操の成立基盤として、宗派信仰教育からしか芽生えないとする論調が支配したと穿たれる。しかし、その議論次元には、はたして、用語「宗教」と用語「宗派」との範疇の包含関係の精査があったのであろうか。宗派から芽生えた情操なら、それは、狭義的に、宗派的情操と定義すべきではないか。それなのに、広義の宗教的情操として語ってしまうのは無理があるのではないか。繰り返す。宗教的情操は宗派信仰からしか醸成出来ないというなら、厳密には、宗派的情操という表現こそが妥当ではないか。それを、躊躇いもなく、広い義での宗教的情操としてしまう語りにするのは論理的に異義となる。

特定の宗派信仰教育から芽生えた宗教的情操と語るならば、その場合、異なった宗派信仰教育から芽生えた宗派的情操と、共通の次元に立ちうるというのであろうか。立ちうるといふならば、その次元は奇しくも、異なった各宗派が共に通じ合えるという意味で、宗教的情操と呼称し語りあえる交差点といえよう。各宗教・宗派の差異を超克した交差点である。けだしその交差点は宗教一般知識教育からも接近は可能であろう。

2-2-6 追加文言「宗教に関する一般的な教養」規定対象

この規定は、いわゆる全ての国公立学校がその対象となる。この教授概念は、宗教一般知識教育で行われるということと解するのが至当であろう。しかし「一般的な教養」の意味をどう解釈するかが課題としてある。中学校学習指導要領では、地理的分野において、宗教に関する取り扱いが増えた。高等学校学習指導要領においても、たとえば、公民では、宗教の取り扱いがあつくなっている。教員養成課程カリキュラムで、免許状取得上、全ての教員には、「宗教に関する一般的な教養」を習得させるべく比較宗教学等の科目を必修とすることが、教育上の課題となると筆者は思う。

2-3 初期の教育職員免許法（昭和 24 年法律 147 号公布・施行）

この法には教科「宗教」の免許状制度の規定はない。必然、宗教系私立学校における「宗教の教育を司る教員の法的立場」を根拠付ける法制度化の要請が生じた。

2-3-1 教育職員免許法改正審議

宗教系私学関係者の要請に応じた審議が開催された。

私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興を図るために、私立学校にのみ有効な宗教の教科についての免許状制度を新たに設けた。（中略）宗教科目に関する教員の養成方法としては、国立 1、私立 17、私立短期大学 8 の学校に講座が設けられておること」（文部委員長 堀越儀郎、文部委員会等の審議経過及び結果報告、第 10 回参議院本会議、昭和 26 年 3 月 31 日（金）午前 10 時 51 分開議）

ここにおいて使用されている用語「宗教教育」が、すでに、ある種の、宗派

的教育の意味性格で使用されているということが推察される。学としてのマックス・ミュラー「宗教学入門」の知見への一顧があったのであろうか。しかし、実際は、国会審議の用法からすると、「宗教教育」というのは、宗派信仰教育または宗派教育の意味解釈に誘導されてしまう事態に留意が要る。この成案の背景にあった陳情・運動をおこなった、往時の、宗教系の私立学校関係者の、宗教学的見識の質が問われてくる。換言すれば、命題の宗教・宗派を「一つしか知らない人は、どれ一つも知らないのである（*He who knows one, knows none.*）⁽¹⁵⁾」という事態への顧慮の有無、深淺の質が問われてくると思うのは筆者一人の穿ちであらうか。

2-3-2 教育職員免許法改正（昭和26年3月31日、第10回参議院本会議議決。→法律113号公布）

免許教科「宗教」が創設され、それは、私立学校にのみ有効とされる。学校教育法・同法施行令・同法施行規則には、規定されていない。

2-3-3 教科「宗教」の免許状表記考

教科「宗教」の免許状の記載は、「教科「宗教」」となっている。決して「教科「宗教（仏教）」」「教科「仏教—曹洞宗」」、「教科「宗教—キリスト教」」などのような記載とはなっていない。ちなみに、「教科「外国語（英語）」」における表記と比較すると重要なことが分かる。外国語においては、いわば、科目相当の言語が記載されている。

しかし、宗教は科目相当の宗教・宗派が記載されていない。このことは、いずれの教員養成機関であれ、そこで、取得した宗教の免許状は、宗教・宗派を問わず、どこの宗教系学校現場で、宗教の教育を司ることが可能であることが示唆されていると、筆者は思量する⁽¹⁶⁾。

たとえば、仏教系の駒澤大学の教職課程で、教科「宗教」免許状を取得した者が、その免許状で、教授できるのは、仏教の禅宗の曹洞宗系の学校でしか教えられないという論理ではない。敢えていえば、キリスト教系の学校でも学習指導できる力が担保されていることのゆえに、免許状が、授与権者から当該者に授与されたと解するのが至当であると筆者は思うのである。教科「宗教」との記載であって、仏教、キリスト教、神道、イスラム教、ユダヤ教等という但し書きの記載がないことの意味は、マックス・ミュラーの『宗教学入門』の示

唆する比較の意味を考量すべきこととも通じると思う。

2-4 教科「宗教」の記載問題

学校教育法施行規則、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領等には、現行でも教科「宗教」の記載はない。

教育職員免許法施行規則等による「宗教」の教員免許状はあるが、肝腎な学習指導要領には、教科「宗教」に関する示はないので、教科「宗教」担当教員は、教科教育方法論としては、類似教科・科目に習いながら、授業設計をしなければならない。国公立学校では完結できない公教育の一環を担う宗教系私立学校の積極的位置づけの問題がある。

2-4-1 宗教と道徳と宗教系私立学校

私立の小中学校においては、「宗教を加えることができる」または「宗教をもって前項の道徳に代えることができる」との規定がみえる。ここを論理的に整理すると、

- ここにいう宗教は道徳を内含する。
- この道徳規範の内容は、国公立小中学校児童生徒が習得する規範と同じ。
（例えば、交通に関する規範等は国公立学校児童生徒には共通である）
- ゆえに、宗教系私立学校の児童生徒が、道徳に代わる宗教を学べば、プラス α で、国公立学校の児童生徒が学ぶ道徳プラス宗教的教養が加わっているその分、国公立学校の児童生徒よりも学徳が豊かになる推論が成立しよう⁽¹⁷⁾。

2-5 学校教育法の一部改正

学校の範囲、小学校と中学校との義務教育の目標の統合化がなされた。

2-5-1 幼稚園の位置づけ

学校教育法第1条の一番最初に順序づけられ、幼稚園が学校教育機関として名実共に位置づけられた。「幼稚園の目的」（第22条）、「幼稚園教育の目標」（第23条）が規定される。幼稚園（文部科学省管下）と保育所（厚生労働省管下）との合理的差別化が図られた。しかし、他方、子ども（児童）の権利上、

幼保一元化、認定こども園などが企図され、幼児教育の無差別化が企図され、行政の連携が課題となっている。宗教法人を寄付行為者とする宗教系学校法人の幼稚園の教育的質が、とくに、改正教育基本法第15条規定から厳粛に、問われてくる。

園児募集で、宗教教育を標榜すると、応募者数が減少するので、宗教色は掲げない配慮をしている施設がみられる。このところの基層にある宗教教育問題解決が重要な課題として浮き彫りになる。

2-5-2 幼児期とアニミズム（animism）思考

宗教の起源を探った2つの方法（(a) 考古学的研究、(b) 民族学的・人類学的研究）が知られる。このうち、(b) で、1930年頃まで「宗教起源論」として展開された有力な3つの学説が知られる。すなわち、タイラー（E.D.Tylor、1832-1917）のアニミズム説、マレット（R.R.Marett、1866-1943）のプレアニミズム説、シュミット（W.Schmidt、1868-1954）の原始一神教説である。幼児期の思考の特徴として、タイラーのアニミズム論にちなんで、幼児期の子どもの思考にアニミズム的思考が観られるとの捕捉が知られる⁽¹⁸⁾。幼児期のアニミズム的思考への傾注は、家庭教育の課題であり、教育基本法の、第10条（家庭教育）、第11条（幼児期の教育）、そして第15条（宗教教育）の「宗教に関する一般的教養」と本質的に関わる。そして、こども教育学（pedagogy）として「三つ子の魂百まで」を考えると、ひいては、おとな教育学（andragogy）、お年寄り教育学（gerogogy）を貫く生涯学習論（life-long-learning）が想定される⁽¹⁹⁾。なお、システム論としては生涯教育論といえよう。

2-5-3 小・中学校「義務教育の目標」の統合的規定

また、特記すべきは、「小学校教育の目標」（第三十条）は、「必要な程度において」「義務教育の目標」（第21条）の「各号に掲げる目標を達成するように行われるものとする」と定める。「中学校教育の目標」（第46条）は「第21条各号に掲げる目標を達成するように行われるものとする」と定める。義務教育学校（小中）の教育目標が第21条に統合して示された。教員養成における中学校の教育職員免許状の重要性が注目される。義務教育学校として、中等教育学校として、「接続」の要としての課題がある。今後、中学校免許状取得が意味を持つ。

2-6 文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日、公布・施行、法律 91 号）

文字・活字文化振興法が公布された。児童生徒等の文字離れの負の現象の問題解決を期すものである。すなわち「この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。」と規定している。

2-7 「常用漢字表」（平成 22 年 11 月 30 日、内閣告示第 2 号）

改革は、学校教育法一部改正、教育職員免許法等改正、幼稚園教育要領改正、小・中・高の各学習指導要領改正等が続く延長線上に、常用漢字改定がなる。とくに文字・活字文化振興法をうけて、「常用漢字表」が示された。「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安」を定めたもので「昭和 56 年内閣告示第 1 号は廃止」された。昭和 56 年の常用漢字（1945 字）から 5 字削除し、196 字追加した。結果として、2136 字となった⁽²⁰⁾。

2-7-1 1945 字 － 5 字 ＋ 196 → 2136 字

字数が増えた。また、日常的に、音声言語として馴染めてきていた「あいさつ」が、実は、漢字「挨拶」としては認められていなかったのが、今回、漢字「挨拶」が使用できるようになった。このほか、僧侶の侶、刹那の 2 字など、仏教用語としても重要な用語が、活性化する機を得た。

2-7-2 削除 5 字「勺・錘・銚・脹・匆」

歴史学習には「匆」は看過できないのであるが、削除された。

2-7-3 追加 196 字にみられる宗教を語る漢字

追加 196 字のなかには、今更のごとくに、宗教・仏教関連用語として馴染めてきた字がある。追加された 196 字のなかには、宗教用語、仏教用語として

馴染み深い字・語が、今更のごとに並ぶ。たとえば、挨・拶・曖・昧・畏・熊・詣・乞・駒・頃・沙・刹・那・呪・醒・戴・諦・頓・貪・奈・謎・計・蜜・冥・闇・侶（他略）等が典型であろう。刹那、挨拶、畏敬、冥途、僧侶、熊野詣、奈落、呪詛、闇など枚挙にいとまがない。

これらのそれぞれは、必ずしも、宗教や仏教の context だけに限られるものではないことはいうまでもない。巷間で汎用されてきた「挨拶」は、公文書では、ひらがな表記「あいさつ」であった。「禅家で、問答を交わして相手の悟りの深浅を試みること。」（『広辞苑』）という教育の評価論の奥義を意味するなどは、巷間では失念・看過された典型的表記である。まさに「あいさつ」は漢字「挨拶」でないと意味は際立たない。宗教教育論からすると、今更の感がある。改正教育基本法のとくに第15条規定の趣旨に通底する文字改革かとの穿ちを筆者は禁じ得ない。

2-8 日本語とローマ字表記問題

一顧したい指摘がある。すなわち「文字をもたなかった日本語は外国の文字である漢字を使って表記された。そしてかな発明後は漢字（真名・本字）とかな（仮名）を組み合わせる漢字仮名交じり文を定着させた。漢字かな交じり文化はわが国が誇れるものである。」その反面、「言葉としての日本語はやさしいが、日本語を表記する文字は世界でもっとも多様かつ複雑である。日本文化の豊穡か宿痾か。」と茅島篤博士は指摘する⁽²¹⁾。宿痾すなわち「ながい間なおらない病気。宿病。宿疾。持病。痾疾。」（『広辞苑』）という。その宿痾をクリニックしようとする文字・活字文化振興改革であるともいえよう⁽²²⁾。日本語とローマ字表記問題も論じられてくる。天草・島原のゲーテンベルク印刷機（天正の4人〈千々石、伊東、原、中浦〉の少年遣欧使節の帰朝の土産）による、西欧宗教文化の普及も看過できない。加えて、天草・通詞島の歴史的意義は看過できない。

2-9 法的思考のまとめ

日本国憲法立法制定の前史から今日までを概観した。諸問題・諸課題が確認された。今、憲法改正論議が喧しい。改正箇所は随所にある。宗教教育論で言えば用語「宗教教育」の4文字の問題である。

第1に、日本国憲法の用語「宗教教育」は、岸本英夫博士が提言するように、

「宗派教育」に用語改正することが立法府の課題となる。その際、立法府・立法制定関係者には、法的思考と均衡して、教育的思考による教授概念検討に踏み込んだ具体的な事例に基づく論議が必要不可欠である。憲法英文草案中の助動詞 'shall' にも留意が要る。宗教の定義の多義性に深く気付く宗教の教育が要る。

第2に、宗教教育で取り扱う宗教と、宗教科教育で取り扱う宗教との差異への傾注、教科「宗教」と教科「外国語（英語〈等〉）」との差異への傾注は、マックス・ミュラーの示唆からして、緊要であると思われる。

第3に、国公立の学校教育職員養成課程での、宗教に関する一般的教養の習得を規定する評価規準（ノリジュン）と、その評価規準を目指していく際の、その習得状況をはかる判定水準としての評価基準（モトジュン）との設定が緊要である。

第4に、教育職員免許法関連で、宗教学の科目が必修として設けられることが必要であると思う。日本の宗教現象の特徴である神仏習合（神仏混淆）の民間の深層意識事態について、これを意識的に対象化する積極的な宗教の教育も、次の（A）と（B）について重要であると思う。

（A）周知のように、一般的には、神と仏は同一で、仏（本地）は、衆生を救うために、神の姿で権（かり）に現れた垂迹と考えられてきた（権現）。当該神社も「権現」と呼称される。管理は寺の住職が「別当」として任に当たっていた。本地垂迹説・反本地垂迹説の惹起も周知事である。この宗教史の意味を、気付かせ、注意させ、分からせ、理解させる積極的な学習指導（学習評価は非・行動的解釈で実施）が、小中高の学校教育には重要であると思う。

（B）明治維新後、いわゆる官が、神仏判然令（慶応4年〈1868〉3月28日）により、神仏混淆を廃止し、寺院と神社を分離するすなわち神仏分離を目的とした施策を実施した。往時の神道家や民間等に与えた影響は、結果的に効果として、著しい廃仏毀釈の運動を惹起・促進させた。言うまでもなく、廃仏とは「仏法を排斥すること」、毀釈とは「釈迦の教えをすてる意」である。明治初年の仏教排撃運動は盛んで、神道国教化政策の下で、神道家などを中心に各地で寺院・仏像・仏具・仏典の破壊や僧侶の還俗強制運動などが生じた。注意すべきは神仏判然令と廃仏毀釈とは必ずしも同義語ではないということにある。巷間、神仏分離令と馴致するが、正式には、神仏判然令である。官の目的と、民間等における結果的効果との相関の基層は単純ではない。地域によって

は、民間の人が、巷間のとかくの廃仏毀釈に抗して、所縁の寺の仏像を密かに隠し久しく保管し、先祖供養として拝んできた事例も報告されている。先祖代々、神仏習合の信仰をしてきた人のなかには、神も仏も、ひとしく信仰してきていて、心の内面では、廃仏毀釈という差別は承認できなかった思考・判断と行動・表現の証左であろう。

なお、本稿上記では直接的には触れなかったが、基層に、絶えず、念頭に置いてきたことがある。それが以下である。

第5に、法律・制度を自然的・社会的条件と関連づけて考察した命題「法は風土の産物」（モンテスキュー『法の精神』（*De l'esprit des lois*）への顧慮の必要性である。比較法の先駆である。隠れた話者の、宗教に関する立法意思が、日本国憲法に巧妙に投影されたレトリックを考える基層に据えて筆者は考えた。

第6に、日米対戦時の対日心理戦や戦時情報等の動向の研究へのことも念頭に置いてきた。ルース・ベネディクト（Ruth Fulton Benedict）『菊と刀』（*The Chrysanthemum And the Sword: Patterns of Japanese Culture*）は1946年に刊行されるが、日本国憲法立法制定（1946年、昭和21年）の脈絡の背景をなすと穿たれる。その『菊と刀』の使用資史料の厳密な批判的検討も不可欠ということも念頭においていた。今、『菊と刀』が、中国で、数十種類翻訳され読まれているという。その事態も念頭に置いてきた。そこに底流する米国・中国・韓国に共通する対日認識問題も念頭に置いてきた。訪日体験のないベネディクトの情報源の検証が要る。

第7に、法制度と宗教事象との関連で、諺「死屍に鞭打つ」（『史記』伍子胥伝）を想起する。巷間、諺としての意味は「死んだ人の言行を非難する。屍（しかばね）に鞭打つ。」である。つまり、楚人の伍子胥は、臥薪嘗胆のすえ、父兄の仇の楚の平王の墓を暴き、出てきた死体に鞭打つこと300で死体を粉々にし、恨みを晴らしたという。その随臣も絶句したという。その彼も、のち紆余曲折を経ての死後、長江に捨てられたといわれる。伍子胥は、後に、怨霊神として民衆から信仰される。中国で神となるのは民衆からの支持があった場合が殆どである。死を憐れみ、祠を立ててもらい、怨霊とはいえ神様として奉られるのは、伍子胥の存在感が高いことの証左でもある。民衆の支持を得ている怨霊神はいわゆる「死屍に鞭打つ」たことは非とはされない。逆に、平王の如く、人は、死んでも罪は許されない、という考え方が看取される。

この点は、日本の靖国に関する論い問題を考えるときに重要であると筆者は

思う。

他方、日本ではどうか。「仏も昔は人なりき」（『梁塵秘抄』）という意味深長な言為がある。世俗の此岸でいわゆる非道なことをした者でも、他界し、受戒し仏と成ったら、当人を、巷間、「度量広く、おもしろい深い、ひろい心でゆるす」⁽²³⁾すなわち「寛恕する」ということに連なる日本人の宗教観が看取されよう。これと、上記の、諺「死屍に鞭打つ」事態との差異が深く思われる。「国家・社会の形成者としての公民的資質」を有する者が、例えば国難に殉じた人が祀られている神社に参拝することに対して、宗教的風土が異なり、法体制も異なる法治国家間での論いは、上記宗教観の差異を認識することから始める規範が不可欠と筆者は思う。

行動規範や規範的行動の指示が、宗教的規範の差異のある異国間で、法理的に妥当であるか否か。宗教教育論からして看過できない問題であり重要な解決課題であることを確認しておきたい。

第8に、日本人の、個人・集団・国家・社会の信仰問題・課題は、信仰のシンクレティズム（syncretism）すなわち、起源が異なる神道と仏教の習合（神仏習合）への留意が要ることは周知事である。同時に、平田篤胤が主張した、復古神道と基督教（耶蘇教・天主教）とが習合した神蕃習合神道（神基習合神道とも）等他への留意も要る⁽²⁴⁾。宗教的要素が習合して信仰されていることは、他に、道教と仏教の習合、ヒンズー教と仏教の習合など、さまざまな形態があることへの留意も要る。

以上、法的思考の観点から、断章的に管見を述べた。

注

- (1) 大化の改新、明治維新、昭和20年の改革
- (2) 拙稿「宗教的情操教育の成立基盤考」（『駒澤大学佛教学部研究紀要』第70号、平成24年3月31日）参照。
- (3) 米国大統領リンカーンのゲティスバーグ演説の「人民（People）」を想起。ゲティスバーグ演説でリンカーンは、「国民（Citizen）」という言葉避け、「人民（People）」という言葉を使用している。これは二分割した国家を再び一つに統合することに苦心していたリンカーンが、南部諸州の人々に特段に配慮していたことがその背景にある。リンカーンが訴えかけていたのは、北部アメリカ合衆国の国民でも、南部アメリカ連合国の国民でもなく、分け隔てのない人民に他ならなかったのである。「合衆国（Union）」と言う言葉避け、「国家（Nation）」と言っているのも、同じ理由からとされる。（注：The Gettysburg Address は1863年（文久3年）11月19日、ペンシルバニ

ア州、ゲティスバーグにある国立戦没者墓地の奉獻式においての演説。)

なお、ゲティスバーグ演説と日本国憲法との関係は、1946年、GHQ最高指令官として、我が国にかかわる第二次世界大戦後の日本占領の指揮を執ったダグラス・マッカーサーは、GHQによる憲法草案前文に、このゲティスバーグ演説の有名な一節を織り込んだ。この一文がそのまま和訳され、日本国憲法の前文に編み込まれた。

すなわち

‘Government is a sacred trust of the people, the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people.’ (GHQによる憲法草案前文)。

である。

なお、日本国憲法の英文草案には、助動詞 ‘shall’ が巧みに使用され、隠れた話者の意思のあることを示し、‘illocutionary force’ (文の意味が、それが発話される状況や話者の意図により特定の意味を持つ) をもって、日本人に、隠れた話者である米国民が、命令を出す条文になっていることに十分な注意が要る。英文草案に秘められている巧妙な修辭的仕掛けが看取される。‘shall’ を修辭的に用いた英文草案に潜在する仕掛けについては、久しく史上明白ではない。なぜである。

しかも、立法制定の手続きは大日本帝国憲法第73条の修正手続きを根拠にしていって、「日本人の、日本人による、日本人のための」新生日本の建設の規範が巧みに示されていく。手続き論上は連続であり、内容論上は非連続である。反映された箇所は次である。

「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」(日本国憲法前文の一部)。

- (4) 米は失態・マリア像落首を密に回収。日本にキリスト教徒が存在すること、長崎に教会があること等に迂闊であった。連合国の中でキリスト教国から、キリスト教の宗教施設を爆撃したことを糾弾されることを懸念した関係者がマリア像を秘密裏に保管していたことも近年明らかにされた。歴史の事実を真実として相対化するには時間が要る。

- (5) 学習指導要領に示されている宗教教育教材論に関しては、次の拙稿を参照されたい。

①拙稿「宗教教育教材論序—いわゆる休戦状態で発行の小学校及び中学校学習指導要領宗教教育規定—」(『駒澤大學佛教學部論集』第37号、平成18年10月31日発行)。

②拙稿「宗教教育教材論(承前)—いわゆる真の終戦状態で告示の小学校及び中学校学習指導要領宗教教育規定—」(『関東短期大学紀要』第50集、平成18年3月31日発行)。

- (6) 第10回参議院本会議議決。

- (7) Kyoko INOUE (University of Illinois at Chicago), “MacArthur’s Japanese Constitution- A Linguistic and Cultural Study of its Making-”

- (8) 筆者の理解によれば、たとえば、斉藤昭俊氏(大正大学名誉教授、日本仏教教育学会初代会長)の示唆がある。

- (9) (a) 文部省編「宗教の定義集 (104)」(文部省調査局宗務課編「宗教の定義をめぐ
る諸問題」、1961 年発行)。
(b) 「現代日本の諸家の宗教観」(日本連合教育会が依頼して作成したもの；編著代
表 天野貞祐『宗教的情操の教育—その原理と方法および資料—』、1968 年、pp.99-
110；文部省「宗教の定義集」も集録)。(a) と (b) とを合わせると、139 になる。そ
れに、『広辞苑』(岩波書店)と『日本国語大辞典』(小学館)との定義を加算すると
141 になる。
- (10) 拙前稿「宗教的情操教育の成立基盤考」参照。
- (11) 山口和孝「文部省訓令第 12 号 (1899 年)」と「宗教的情操ノ涵養ニ関スル」文部次
官通牒 (1935 年) の歴史的意義について」(『国際基督大学学報 I—A 教育研究』第
22 号、1979 年)、山口和孝「宗教的情操」教育の概念と史的転回」(『季刊 科学と
思想』第 35 号、1980 年)、鈴木美南子「天皇制下の国民教育と宗教」(伊藤弥彦編『日
本近代教育史再考』昭和堂、1986 年)、高橋陽一「宗教的情操の涵養に関する文部次
官通牒をめぐって—吉田熊次の批判と関与を軸として—」(『武蔵野美術大学研究紀
要』第 29 号、1998 年)、土屋博「日本における宗教云教育の公共性—「宗教的情操」
をめぐって—」(『北海道学園大学学園論集』第 138 号、2008) など。
- (12) 岸本英夫『岸本英夫集』第五巻、溪声社、1976 年、pp.276 ~ 277。禁止するのは、
いわば狭義の宗教教育すなわち「宗派教育」であって、広義の「宗教教育」までは、
禁止しないというのが立法者意思である。ゆえに、日本国憲法改正の折には、この文
言「宗教教育」を「宗派教育」に書き換えるべきである、と問題提起している、のは
周知事である。この件に関しては、拙前稿「宗教的情操教育の成立基盤考」を参照さ
れたい。
- (13) ペドリサ・ルイス「未成年者による思想・信教の自由の自律的行使：スペイン憲法
裁 2002 年 7 月 18 日 判決を手がかりに」、『宗教法』(宗教学学会誌、第 27 号、2008
年)、pp.1 ~ 25 参照。
- (14) 拙前稿「宗教的情操教育の成立基盤考」参照。
- (15) 注(16)参照。
- (16) Friedrich Max Muller (マックス・ミュラー、1823~1900) の『宗教学入門』(湯田 豊
監修、塚田 貫康訳、晃洋書房、1990 年) が想起される。曰く：「一つの言語を知る人
はどの言語も知らない」。ゲーテの逆説をもじって、「同じことは宗教にも適用される。
「一つしか知らない人は、どれ一つも知らないのである (He who knows one, knows
none.)」と。マックス・ミュラーは、宗教の研究にも、言語の研究にも、ともに、比
較が重要であると説いた。奇しくも、本稿・本項で、比較として、論点となっている、
教科「宗教」と、教科「外国語 (英語)」等との、比較論は、周知のマックス・ミュ
ラーの問題意識にも深く通底する看過できない論点があると筆者は思う。マックス・
ミュラーは、宗教哲学及び神学から鋭角に距離をおくものとして宗教学 (the science
of religion) を指定する。宗教学における宗教の取り扱い、宗教科教育における宗教
の取り扱いと酷似していると、筆者には思える。宗教教育における宗教の取り扱
いは、宗教哲学及び神学などにおいて宗教を取り扱う教授概念と酷似していると、筆者

は思うのである。宗教教育に想定される五つの教授概念、すなわち、①宗教一般知識教育、②宗教的情操教育、③宗派（信仰）教育、④対宗教安全教育、⑤宗教的寛容教育のなかで、①が宗教学的であり、③は、宗教哲学及び神学などと近似的ではないかと考えてみてきた。ただし、哲学の領域とても、哲学史上の論議を一顧しただけでも、一律には括れないことは示唆されるので短絡的捕捉は禁欲したい。対照させる詳細な議論は他の機会に譲る。

- (17) 筆者は、往時の福澤諭吉が、決して、官には与せず、民に軸足を置いた、私学に寄せる思想を想起する。拙稿「新教育基本法と福澤諭吉の家庭教育論・幼児期の教育論」（駒澤大学『仏教経済研究』、38号、2009年）参照、拙稿「新旧教育基本法と宗教教育―新井白石・福澤諭吉・岸本英夫・中村元に触れて―」（『関東短期大学紀要』、第51集、2007年）参照。
- (18) スイスの児童心理学者ジャン・ピアジェ（1896-1980）は、自身の認知的な思考の発達段階説のなかで、感覚運動期（sensory - moter period, 0-2歳）と前操作期（preoperational period, 2-7歳）の段階にある子どもは、自他未分離の自己中心性を脱却できておらず、アニミズムの思考形態を持っていると考えていた。つまり、身体性の刺激感覚によって外界を認知する乳幼児期の子どもは、自分の内部にある感情や意志といった諸性質を自分の外部にある事物や現象に付与して、あらゆる自然界の事物に生命や意識を認める、というのである。Jean Piaget [著]『児童の世界観』（大伴茂訳、同文書院、1960年）他参照。
- (19) なお、学習環境措置等のシステム論としては生涯教育論が想定されよう。
- (20) 拙稿「字で考える宗教の教育」（『駒澤大学佛教学部研究紀要』、第69号、平成23年3月31日発行、pp.171～224）で既に触れた。
- (21) 茅島 篤博士（コロンビア大学）編著『日本語表記の新地平 漢字の将来・ローマ字の可能性』、くろしお出版、2012年11月15日。干支壬辰の周期六十年前は1952年（昭和27年）で、国際法上、真の終戦の年である。爾後60年の歳月は、戦後日本を相対化させて、未知の歴史をひもとく、時宜を得た書である。

日本語の文化資源を世界に波及させるために日本語ローマ字文表記を提言している。つまり「漢字を使う限り厳密な意味での正書法（正字法）の確立は困難であり、その習得には永年の努力を要する。」という。日本語の文化資源が世界に波及しない一因だと突く。「日本語は、漢字かな交じり文のほか、ローマ字（アルファベット）二十六文字、つまりかな（カタカナ・ひらがな）の約五分の一の文字で表記することができる。」とし、「漢字かな交じり文を第一表記とすれば、第二表記として日本語ローマ字文が活用されてよい。ローマ字表記も日本語愛護につながる」と考察する。立文字・不立文字を論う禅宗、『正法眼蔵随聞記』のコンテクストからすると根深い問題が照射される。

- (22) 論の視野は、必然、王仁が、本邦にもたらしたといわれる『論語』十卷、『千字文』一卷をはじめとする漢字・文字文化の展開史に及ぶ。歴史書や歌集あるいは国学として、『古事記』（現存する日本最古の歴史書）、『日本書紀』（日本最古の勅撰の正史）、『万葉集』（現存最古の歌集）が論われる。唐風文化（嵯峨天皇・橘逸勢・空海）から、

日本的展開を期す、国風文化（小野道風・藤原佐理・藤原行成）への展開相も想起される。江戸期の「賀茂真淵」（江戸中期の国学者・歌人。『万葉集考』）、本居宣長（江戸中期の国学者。国学四大人の一人。号は鈴屋すずのやなど。『古事記伝』、『玉勝間』）、天草・島原のゲーテンベルク印刷機（天正の四人の少年遣欧使節が帰朝の際に持ち帰ったもの。葡萄絞り器の圧力原理を応用したもの。のち、国外に持ち出された。）による印刷物等と広範に及ぶ。

23 『広辞苑』（6版）の「寛恕」項参照。

24 藺田稔・橋本政宜『神道史大辞典』、吉川弘文館、2004年、p.563b-c、三橋建氏筆参照。